

事業主 殿

倉庫業健康保険組合
理事長 小泉 駿一

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について
(資格取得届等への個人番号記載の義務)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、オンライン資格確認における迅速かつ正確なデータ登録の更なる徹底を図るため健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和5年5月31日に公布され、令和5年6月1日から施行されました。

つきましては、具体的な内容を下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認いただくとともに被保険者の方へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

健康保険法施行規則第24条に規定する、被保険者の資格取得に関する届出について、個人番号の記載を明確化するとともに、事業主は当該届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、または記載事項に係る事実を確認することができるものと改正されました。

また、改正の事務取扱として厚生労働省より、新規加入者に係る資格取得届及び被扶養者(異動)届については、当該届出に個人番号ほか必要な事項が記載されていない場合には、5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)がすべて記載されている場合に限って届出を受け付けることとされました。

2 現行事務手続きの変更点

(1) 被保険者資格取得届

個人番号を記入してください。

また、当組合では個人番号の記載の有無にかかわらず、5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)の記載が必要です。個人番号の記載がない場合においても、5情報が記載されている場合は届出を受付いたします。

① 紙媒体による届出

居所と住民票住所が異なる場合は、住民票住所欄を新設いたしましたので記入してください。

② 電子申請による届出

居所と住民票住所が異なる場合は、現住所欄に居所を入力し、住民票住所を別途添付してください。

※ 地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）へ5情報の照会後に住所の不一致が判明した際は、住民票の写しの提出をお願いする場合がございます。

(2) 被扶養者（異動）届

個人番号を記入してください。

資格取得届と同様、個人番号の記載の有無にかかわらず、5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所（被保険者と別居の場合のみ住民票住所を記入してください））の記載が必要です。

(3) 外国人の届出について

被保険者証の氏名表記と住基ネットの登録内容との正確性を図るため、住民票の写し又は在留カードの写しを添付してください。

3 届出様式（紙媒体）の変更

以下の届出様式について、変更を行いましたので組合ホームページよりダウンロードしてください。

・被保険者資格取得届

現住所と住民票住所が異なる場合の住民票住所欄を追加。

・被扶養者（異動）届

被保険者と別居の場合に記入する住所を住民票住所と変更。

・住所変更届

変更区分欄に、A 居所及び住民票住所、B 居所のみ、C 住民票住所のみを追加。

《お問い合わせ先》 適用徴収課 ☎03（3642）8436